

(都市経営部)

【広報とよなか等の発行について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P.13の市政情報の発信で、広報とよなか等の発行について、898万3千円の減額補正をされていますが、その理由について教えてください。

<答弁>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、広報誌への掲載記事が減少しているため、印刷製本費等について減額補正するものです。

(質問)

広報とよなかの具体的にどのような記事を削ることで、ページ数の削減をされたのでしょうか。また、今後もしばらくはページ数の削減は行われる予定なのでしょうか。

<答弁>

市主催の各種イベントや講座等が中止になり、それらの記事が削減されたため、ページ数が減少することになりました。今後は、各事業や、新型コロナウイルス感染症の状況により、ページ数は変化致します。

(質問)

広報とよなかのページ数を削減する一方で、SNS やホームページ等、お金のあまりかからないデジタル媒体で市民への情報発信に力を入れるなど、この間、市民への情報発信で取り組まれてきたこと、意識されてきたことを教えてください。

<答弁>

市内のコロナウイルス感染症の状況や、感染拡大防止に向けた注意喚起、支援策や相談窓口の情報など、日々変わる状況について、SNS やホームページといった即時性のある方法で情報発信を行いました。

また、インターネット環境を持たない方については、市有施設において紙媒体の情報を掲示するなど、各媒体の特性に応じた情報発信に取り組みました。

(意見・要望)

昨年に比べると、広報とよなかのページ数は、4月で20ページ、5月では24ページ、6月で16ページとかなりページ数を減らしての発行となっています。個人的には、広報ツールのアナログ媒体からデジタル媒体への転換が一層、進んでいくのではないかと期待しています。広報戦略アドバイザーの知識やノウハウなども活用されながら、デジタル媒体を中心に、戦略を練りながら、効率的、効果的な市民への情報発信に引き続き、努めて頂きたいと要望しておきます。

【事務事業評価システム、事業計画・業務管理システムの運用について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P. 18の事務事業評価システム、事業計画・業務管理システムの運用について、2950万円の減額補正をされていますが、その理由を教えてください。

<答弁>

令和元年度から2か年の債務負担行為として、事務事業評価や予算執行などを管理する統合データベースの更新とシステム改修等を現在実施しているところです。当初は、現行の統合型データベースの更新に合わせ、システム全体のリプレイスも視野に入れた債務負担行為を設定していましたが、現行システムの更新とリプレイスとの費用対効果など総合的に判断し、現行システムの資産を最大限活かし更新することとしました。

このことにより、全体リプレイスに比べ経費を抑制できたため、今回、減額補正するものです。

(都市活力部)

【豊中ローズ球場整備事業について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P.33の豊中ローズ球場整備事業について、2936万円の減額補正となっています。昨年度の基本設計に引き続き、今年度、実施設計を行う予定だったものを今年度は見合わせると伺っています。今年度、見合わせた理由について教えてください。

<答弁>

今年度に予定しておりました豊中ローズ球場改修にかかる実施設計を見合わせた理由でございますが、本市では、新型コロナウイルス対策費用の財源創出、令和3年度以降の歳入減など厳しい自治体運営に向けた対応等のため、令和2年度に予定していた建設事業の見直しを行いました。豊中ローズ球場改修事業につきましては、施設等の安全性を維持するための緊急的な改修でないことや、未着工の段階であることなどから、減額の対象といたしました。

(質問)

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、今年度の実施設計を見合わせたとのことですが、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着かなければ、来年度以降も実施設計を見合わせる可能性はあるのでしょうか。来年度以降の実施設計をはじめ、工事等のスケジュールは当初の計画からは、どの程度遅れることを想定されているのでしょうか。また、既に基本設計は行われていますが、今年度、実施設計を見合わせたことで、来年度以降の実施設計の内容が当初の計画から変更となることはあり得るのでしょうか。

<答弁>

豊中ローズ球場改修にかかる今後のスケジュールなどにつきましては、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況の見通しなどを勘案しながら、時機を見て、改めて判断して参りたいと考えております。

(意見・要望)

新型コロナウイルス対策費用の財源創出、来年度以降の厳しい自治体運営に向けた対応などのために、施設等の安全性を維持するための緊急的な改修ではないとの判断から、今年度の実施設計を見合わせられたことについては、理解しました。また、豊中ローズ球場の改修にかかる今後のスケジュールについては、時機を見て、あらためて判断することでした。そのことについても一定理解はしますが、当初の計画通りの改修を行うか否かに関わらず、ローズ球場の長寿命化という観点から、老朽化に対する必要最低限の修繕については、しっかりと予算をつけて、くれぐれも利用者にとって、不便や不都合が生じないようにして頂きたいと強く要望しておきます。

【豊中市立豊島体育館ほか9施設の指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第100号豊中市立豊島体育館ほか9施設の指定管理者の指定について伺います。議案参考資料 P. 28の候補者の選定理由の中に、「現指定管理者の取組みにおける課題抽出とそれらに対する具体的な改善案が示されていた」と記載されています。具体的に現指定管理者の取組みにおける課題とは何だったのか、教えて下さい。また、具体的に示された課題に対する改善案とはどのようなものだったのか教えて下さい。

<答弁>

今回、第1候補者に選定された団体による事業計画の提案にございました現指定管理者の取組みにおける課題と改善案につきましては、具体的なことについては、団体のノウハウに当たる部分でございますので、申し上げることはできませんが、団体が独自に本市の施設を綿密に分析され、団体から見た課題を抽出し、事業計画の提案として改善案を示されたものでございます。

(質問)

審査の結果、現指定管理者は選ばれませんでした。現指定管理者は、公益財団法人豊中市スポーツ振興事業団が構成団体となっておりますが、スポーツ振興事業団は、豊中市からの指定管理委託料以外に主な収益はあるのでしょうか。

<答弁>

豊中市の指定管理委託料以外のスポーツ振興事業団の収益と致しましては、スポーツ教室など指定管理事業に関連する指定事業及び自主事業の収益がございます。そのほか、本市からの補助金及び事業委託金などの収益がございます。

(質問)

スポーツ振興事業団の従業員数は、議案参考資料 P. 36によると164人となっておりますが、今回、指定管理者の第一候補者に選ばれなかったことで、従業員はどうなるのでしょうか。

<答弁>

先程もご説明いたしましたように、事業団の収益の大半が指定管理委託料とそれに関連する指定事業等の収益でございます。これらの収益が失われた場合、このままでは、来年度以降、従業員全員の雇用を維持し続けることが難しい状況に陥ることが予想されます。

(質問)

議案参考資料の P. 30に、応募団体の過去の入札停止措置等の処分歴等の減点が記載されています。これまでは、このような記載はなかったように思いますが、記載される

ようになった経緯を教えてください。

＜答弁＞

応募団体の過去の入札停止措置等の処分歴等の減点の記載につきましては、指定管理者選定に係る全庁的なルールでございます「選定のための指針」が平成28年3月に改定されたことに伴い、今回の指定管理者の公募に適用したものでございます。

(質問)

今回、減点対象となった団体と処分に至った事件について教えてください。

＜答弁＞

応募団体の過去の入札停止措置等の処分歴等につきましては、団体として審査しておりますことから、団体の構成企業の中で、実際に減点対象となった企業名については、公表しておりません。また、減点の審査については、過去3年以内に行政機関からの入札参加停止、契約解除、文書による警告の有無と、措置日や措置期間、処分した自治体が本市か他の自治体かを応募団体からの申告に基づき、審査しております。

処分に至った内容については、審査の対象となっておりませんので、把握しておりません。

(意見・要望)

以前に、入札停止措置期間が過ぎてすぐの事業者に対して、減点等のペナルティーが課されないことについて、意見や改善策を提案しましたが、市として、平成28年3月に「選定のための指針」を改定され、過去の入札参加停止や契約解除等の処分歴等も審査の対象とし、その結果も公表もされていることを高く評価させていただきます。

また、今回、現指定管理者が選ばれなかったことで、豊中市スポーツ振興事業団の従業員の今後の雇用や振興事業団の今後の運営について非常に懸念される訳ですが、こうなる可能性は、市が約10年前に民間活力や民間ノウハウの活用を目的に、公募によって指定管理事業者を選ぶ決断をされた時から想定された訳で、それが現実になったということです。候補者の選定理由を見ても、特に、代表企業の実績や経験、綿密な調査によるきめ細やかなサービス向上の提案、更には、現指定管理者の取組みにおける課題とその改善案まで示されるなど、市が期待していた民間のノウハウの活用が期待できる内容となっているように思います。今後は、第一候補者の示された提案内容が絵に描いた餅にならないよう、着実に実行、実現されているかをモニタリングして頂きたいと要望しておきます。

【豊中市立豊島公園野球場ほか10施設の指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第101号豊中市立豊島公園野球場ほか10施設の指定管理者の指定について伺います。議案参考資料 P. 34の候補者の選定理由の中に、「これまでの取組を踏まえた改善策が不足している」と記載されています。現指定管理者のこれまでの取組みの

課題とは具体的にどのようなことか教えて下さい。

<答弁>

現指定管理者のこれまでの取組みの課題でございますが、現指定管理者として、第一線で指定管理業務をして頂いておりますことから、常に現状における様々な問題点に対応する課題を抽出して、さらなる市民サービスの向上を図るための改善策が必要であります。選定評価委員会の指摘は、こうした現状分析をした上での改善提案が不足しているとのことでございます。

(意見・要望)

常に現状における様々な問題点に対応する課題を抽出して、さらなる市民サービスの向上を図るための改善策が不足していると、選定評価委員会が指摘されていることを非常に高く評価したいと思います。現状に甘んじることなく、常に問題意識と向上心を持って、日々の業務に従事すべきであり、その意識が市民サービスの向上につながるというお考えなのだと思います。屋内施設の指定管理者は、現指定管理者が第一候補者に選ばれなかった訳ですし、今回、屋外施設は、現指定管理者が第一候補者に選ばれましたが、その得点は、同じ選定評価委員、同じ選定項目で、屋内施設の第一候補者になれなかった屋内施設の現指定管理者の得点よりも低く、第一候補者に選ばれたとはいえ、現指定管理者は良い意味で、緊張感、危機感をもつことになったと思います。スポーツ施設に限らず、他の業態においても、同様の形で、民間事業者が参入され、民間ノウハウが最大限活かされ、市民サービスの向上につながることを期待しておきます。

【豊中市立文化芸術センターほか4施設の指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第102号豊中市立文化芸術センターほか4施設の指定管理者の指定について伺います。現在の指定管理業務に加えて、文化芸術センター等の駐車場、伝統芸能館、市民ギャラリーの管理運営業務もあわせて委託することに至った経緯や理由を教えてください。

<答弁>

まずは、文化芸術センター等駐車場を加えた経緯と理由ですが、現在、同駐車場は、指定管理者が管理業務を行い、料金は使用料として、市の歳入としております。指定管理者が毎日使用料を徴収し、市に振り込む手続きを行っており、市は、金額の誤りがないか確認しています。このような両者の事務手続きを簡略化するため、令和3年度から利用料金制とし、指定管理者制度を導入するに至りました。

市民ギャラリー及び伝統芸能館につきましては、指定管理者制度を導入し、両施設に専門的な人材を配置することで、施設効用を最大限に発揮することが可能となり、本市の更なる文化芸術の推進を図ることができることを考えたことから決定したものです。

(質問)

議案参考資料 P. 39の候補者の選定理由の中に、「1期目の課題や問題点をきちんと整理し、次につなげていく提案も多く見られた」と記載されています。課題や問題点とは具体的にどのようなことだったのか、また、次につなげていく提案とはどのようなものだったのか教えて下さい。

<答弁>

平成30年度に行った指定管理者の中間評価においては、文化芸術センターの展示室・多目的室の利用率の向上や、芸術家を育てる人材育成事業等の点で課題がありました。今回の提案内容については、企業のノウハウに関わることで、詳しく申し上げることはできませんが、これらの課題に取り組んでいく提案が具体的に示されていたことが評価に繋がったものと考えています。

(質問)

現指定管理者の構成団体には、日本センチュリー交響楽団が含まれていたと思いますが、今回の第一候補者の構成団体には日本センチュリー交響楽団は記載がありません。その理由を教えてください。

<答弁>

今回、指定管理者の構成団体からは外れていますが、指定管理者と協定を結び、パートナーシップオーケストラとして、引き続き文化芸術センターで、豊中ならではの文化芸術の創造・発信を行って頂けると伺っています。管理運営からは距離を置き、得意分野である演奏活動などクラシック音楽の一層の普及に集中したいとの思いからの決断であるとのこと。

(意見・要望)

指定管理者の構成団体に、日本センチュリー交響楽団が含まれていたことは、現指定管理者として一定の評価をされていたと思いましたが、今回、構成団体から外れたことを心配していましたが、指定管理者と協定を結び、パートナーシップオーケストラとして、今後も豊中ならではの文化芸術の創造・発信をして頂けるということで、安心いたしました。

【豊中市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の設定について】

(質問)

市議案第95号豊中市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の設定について伺います。今回の条例改正によって、市民ギャラリーの営利を目的とした使用が可能になるとのことですが、その理由を教えてください。これまで、営利を目的とした使用についての要望や相談があったのでしょうか。さらに、ここ最近の市民ギャラリーの利用率及び、その

うちの一般利用と公的利用の内訳を併せて教えてください。

＜答弁＞

市民ギャラリーは、継続的にご利用頂いている団体・個人の利用が全体の約7割となっていますが、会員の高齢化によりこれまでよりも小さいスペースで展示したり、団体を解散されたりする例が出てきています。また、若手のアーティストに新規利用の声掛けをした際には、販売が出来ればといったご意見があったほか、利用者や来館者からポストカードの販売や展示作品の購入についての問合せが寄せられることがございます。現在、施設利用率としては高い数値となっていますが、今後、新たな利用者や新たな展示企画を呼び込むことが必要と考え、作品等の販売や入場料の徴収を可能とする改正案を提案したものでございます。

次に、市民ギャラリーの利用率につきましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の推移は、97%、97%、93%。同じく3年間の利用の内訳は、一般利用が41件、42件、39件、市の主催・共催事業としての利用が21件、20件、13件となっています。

(質問)

営利を目的とした利用については、文化芸術センターと同様に、指定管理者が営業活動などを積極的に行われることを想定されているのでしょうか。現在、非営利で利用されている市民や団体の方々が利用しづらくなるということはないのでしょうか。

＜答弁＞

次年度から、市民ギャラリーにつきましても文化芸術センターと共に指定管理者による管理運営を予定していることから、指定管理者が新たな利用者を開拓したり、自主事業として企画展を実施したりすること等により、より効果的な施設の活用が図られるものと考えております。

市民ギャラリーは、市民の芸術創造活動の推進を図り、市民文化の振興に資することを目的に、自ら創作した芸術作品の展示発表の場を提供することや美術作品の鑑賞会などを行う施設であり、今回の改正では、その目的や事業内容の変更はございません。このため、例えば、第三者の制作した芸術作品を販売するだけの事業者が入ってきて、これまでの利用者が使えなくなるということはありません。

条例改正により、これまでの利用者も、展示会の経費を賄うために作品等を販売したり入場料を徴収したりすることが可能になり、若手のアーティストが自らの作品を頒布してファンを増やしていくことも可能となります。また、鑑賞する市民の皆さんにとっても、新たな作品に出会うきっかけが増えることにつながると考えております。

(質問)

今回、市議案第102号の施設の指定管理者の指定で、市民ギャラリーと共に、伝統芸能館も、対象施設とされています。市民ギャラリーは、営利を目的とした使用を可能にする一方で、伝統芸能館については、これまで同様に営利を目的とした使用は認められません。その理由と、今後、伝統芸能館についても営利を目的とした使用を認めることは検討される予定があるのか、教えてください。また、ここ最近の伝統芸能館の利用率、そのうちの一般利用と公的利用の内訳を併せて教えてください。

<答弁>

伝統芸能館につきましては、第一種低層住居専用地域内に立地し、建築基準法上、演芸場のような興業的な利用は制約されていることから、営利を目的とした使用は認めておりません。今後につきましても、同様でございます。

次に、伝統芸能館の利用率につきましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の推移は、85.4%、85.3%、81.7%でございます。また、同じく3年間の利用の内訳は、午前、午後、夜間の仕様区分単位でみた場合、一般の利用が428区分、446区分、404区分、伝統芸能館主催・共催事業の利用が、66区分、36区分、45区分でございます。

(意見・要望)

市民ギャラリーは、比較的利用率が高い者の、会員の高齢化等により、展示の頻度や規模の縮小が見られるようで、管理運営業務を委託にし、営利を目的とした使用を可能にすることで、指定管理者のノウハウやコネクションも活用して頂きながら、新たな利用者や新たな展示企画が生まれることを期待しておきます。

【豊中まつりについて】

(質問)

事業別補正予算説明書 P.21の豊中まつりについて伺います。補正前の額、つまりは当初予算としては1707万9千円となっておりますが、その内訳を教えてください。

<答弁>

今年度の豊中まつり事業の当初予算の内訳は、豊中まつり実施に係る負担金1500万円、市の事務をサポートする会計年度任用職員の報酬等約200万円、旅費6万8000円などが主な内容でございます。

(質問)

実行委員会への負担金として1500万円が計上されていた訳ですが、豊中まつり全体の予算額はいくらだったのでしょうか。

<答弁>

豊中まつりは市の負担金の他、市民・事業者からの協賛金や広告料、出店料などの収入により運営しており、当初は、約3025万円の支出予算を組んでおりました。

(質問)

豊中まつり全体の予算の内の約半分が豊中市からの負担金ということになっている訳ですが、この負担金の額や全体の予算に占める負担金の割合等については、どのようにして決定されたのでしょうか。

＜答弁＞

豊中まつりは、市民、事業者、市が互いに対等な立場で協力連携してつくりあげていくという考え方に基づいて、それぞれが有する人材や資金、技術などを持ち寄って実施しております。市の負担金の負担割合についての取り決めはございませんが、実績やその時々^の社会経済情勢等を踏まえて、市が予算化しております。

(質問)

豊中まつりの実施主体や運営費用の負担者、負担割合は過去から現在に至るまで、どのように変わってきたのか、教えて下さい。また、豊中まつりの実施手法や運営費の負担について、現在の市の考え方をあらためて教えて下さい。

＜答弁＞

豊中まつりは平成9年度(1997年度)から市民主体の豊中まつりとしてリニューアルされて以降現在まで、市民・事業者・市の協働で実施しており、財源については市の負担金のほか、市民・事業者の協賛金・負担金、出店料などの事業収入で運営しております。市の負担割合については、平成9年度は決算額約4019万円に対し負担金3000万円、平成11年度に決算額約2188万円に対し負担金1500万円となり、その後、決算額は概ね2000万円台前半で推移し、平成26年度以降2000万円台後半となって年々増加しています。その間、負担金は1220万円から1500万円の間で年度ごとに増減がございます。令和元年度は決算額約3050万円、市負担金1500万円となっています。

豊中まつりは、「市民がつくる市民のまつり」をコンセプトに市民・事業者・市がそれぞれの強みを活かして実施することにより、高い効果がもたらされています。財源など運営面についても、市民・事業者・市が資金やマンパワーなどの資源を持ち寄って実施することが望ましいと考えております。

(質問)

今年度の豊中まつりは、実施方法がオンラインでの実施と大幅に変更になっています。豊中まつりをオンラインで実施することについて、市はどのように受け止めておられるのでしょうか。オンラインでまつりを実施されている事例等は、調査、研究されたのでしょうか。また、豊中まつり全体の予算は、実施方法の変更によって、どのくらい減額となっているのでしょうか。

＜答弁＞

WEB 豊中まつりは、新型コロナウイルスの感染拡大により、市民や事業者の皆さんの活動の場や機会が失われる中、このような時だからこそ、つながりやふれあいを大切に、市民の皆さんに元気を届けたいという実行委員会の思いから、協力・協賛頂ける方々を募りながら、新たな手法としてWEBを活用する提案が示されたものです。これは、活動自粛により縮小されていた市民や事業者の活動再開を促し、再び活気づけていこうとする取組みであると受け止めており、豊中市の市民力、地域力の強さ、しなやかさであると考えています。

4月から5がつにかけて全国的に行事等の中止が報道され、祭りをオンラインで実施している事例は見つけられませんでした。音楽のライブ配信や動画サイト、オンラインゲーム

など WEB 上の多様なコンテンツを参考に、実行委員会が WEB での実施方法や内容のイメージを作り上げていきました。WEB 豊中まつりとしての予算総額は約1600万円となっております。

(質問)

豊中まつりの実施方法が大幅に変更され、豊中まつり全体の予算も大幅に減額されているにも拘わらず、市からの負担金が当初予算のままというのは、こういった理由からなのでしょうか。

<答弁>

WEB を活用する取り組みは、今回限りではなく、アフターコロナを見据えて、豊中まつりの今後の実施方法を見直し、実際のまつりと WEB 上でのまつりを融合した新たな豊中まつりを再構築していくための第一歩と位置づけおり、より安全に、より多くの市民の皆さんが楽しめるまつりとしていくことに資するものです。また、市民の前向きな活動を市が後押しすることにより、市民・団体・事業者の気持ちや力をつなぎ、まちの活気を取り戻していくことにつながります。今年度はコロナ禍で市民や事業者が大きな影響を受けており、これまで通りの協賛金等を見込めないため、市として市民・事業者の活動をしっかりと支え、力を発揮できるよう、負担金を支出することとしたものでございます。

(意見・要望)

協力・協賛頂ける方々を募りながら、新たな手法として WEB を活用する提案が示されたとの答弁がありましたが、オンライン開催による豊中まつりの予算案は、実際のところ、協賛金はほとんど見込めず、市の負担金での予算設定となっております。協賛金で出来る範囲での開催を考えるべきだったのではないかと思いますし、市としても当初予算で計上された1500万円もの負担金を全く見直しもせず、支出するという事は、なかなか理解も納得もしづらいものがあります。むしろ、通常の開催と同じだけの負担金を支出するという事は、オンライン開催でも、これまでと同様の効果が得られると判断されたということで、非常に挑戦的な判断をされたと思います。そこで、提案ですが、例えば、WEB による豊中まつりの開催に向けたクラウドファンディングは考えられないでしょうか。9月4日から市立豊中病院へのクラウドファンディングが開始されていますが、財政課からは、寄附専用ポータルサイトを活用して、クラウドファンディングを随時追加していくと伺っています。クラウドファンディングの結果によって、市民等の WEB による豊中まつりに対する興味や関心、期待の度合いが一定、図れると思いますので、開催まで1か月余りありますので、ぜひ、ご検討頂きたいと思います。

新型コロナウイルスの影響により、地域や小学校のお祭りから、大規模なお祭りまで、ほとんどのお祭りが中止になる中、オンラインで豊中まつりを開催されることは否定しませんが、その開催に対して、市が税金をどれだけ支出するかについては、先程のご答弁でも「市の負担金については、その時々々の社会情勢等を踏まえて、予算化している」とのことでしたし、もっと慎重に検討するべきだったのではないかと意見しておきます。その上で、オンラインで開催する豊中まつりについては、どの程度の反響や効果があったのか、

費用対効果など、しっかりと検証して頂きたいと強く要望しておきます。

(危機管理課)

【避難関連事業について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P. 89の避難関連事業で、1680万5千円の減額補正をされていますが、その理由を教えてください。

<答弁>

避難関連事業に関わる減額補正の理由につきましては、2点ございます。1点目は、避難所看板の標識作製等業務委託で、契約に当たり、契約差金が生じたことから、減額補正1453万9千円を計上するものでございます。

2点目は、防災・福祉ささえあいづくり推進事業に関して、事業内容を見直したことから、消耗品費を226万6千円減額するものでございます。

(質問)

避難所看板の作製、設置等の業務委託に係る入札差金が大きかったようですが、予定価格の算出方法、入札手法、参加事業者数等を詳しく教えてください。

<答弁>

避難所看板の標識作製等業務委託における予定価格につきましては、近隣市での同様の業務での契約金額及び複数事業者からの参考見積により設定を行いました。

次に、入札方法ですが、令和2年度豊中市入札参加資格を有し、業種「看板」で登録する市内業者8者を対象に現場説明会を実施しましたが2者が辞退され、合計6者により指名競争入札を行い、委託事業者(輝栄建設)を決定致しました。

(質問)

予定価格のほぼ半値での落札となったようですが、その要因をどのように考えておられるのか、教えてください。また、看板そのものや看板の設置等において特段の問題は生じなかったのでしょうか。

<答弁>

契約金額が予定価格より大きく下がった要因でございますが、指名競争入札により一定の競争性が働いたものと考えております。契約締結後、業務工程の確認を行い、看板の図柄や設置箇所・手順にかかる調整を良好に進めており、問題なく履行の確保が図れております。

(意見・要望)

予定価格については、近隣市での同様の業務での契約金額や複数事業者からの参考見積によって設定されたとのことでしたが、受託事業者は予定価格の半値以下で落札された訳で、結果的には、それらの参考データがあまり意味を成さなかったということになります。安かろう悪かろうでは問題ですが、今回の業務については、特段の問題はなく

履行されているようで、安心しました。

【備蓄物資整備・管理事業について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P. 90の備蓄物資整備・管理事業として、補正額1777万2千円を予算計上されていますが、備蓄物資及び避難所で使用予定の備品類について、今回、購入を予定されている物やその数量について、教えて下さい。

<答弁>

今回購入を予定している物品及び数量でございますが、N95 マスク2万枚、フェイスシールド2万枚、簡易テント212張、簡易ベッド225台、防水レインパーカー171着及びタブレット端末57台でございます。

(質問)

今回、購入を予定されている N95マスク及びフェイスシールドは、どのような現場で、どのような方が使用される想定をされているのか、教えて下さい。

<答弁>

主に、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市職員が、感染リスクのある場所や感染症の陽性者との接触が考えられる感染症対策業務を行う場合に使用することを想定しております。

(質問)

今回、購入を予定されている避難所の簡易テントや簡易ベッドは、どこに保管しておくことを想定されているのでしょうか。保管場所が確保できない避難所については、今後、保管場所を確保していく計画はたてられているのでしょうか。また、今回の購入で、全小中学校の避難所に各5セットずつ配備できるようになるようですが、将来的には、各避難所に何セットずつ配備できることが望ましいと考えておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

簡易テント及び簡易ベッドの保管場所でございますが、現時点では、中央防災倉庫に保管し、集中管理する予定です。保管場所に関する計画についてですが、簡易テントや簡易ベッドに限らず、アルファ化米や飲用水など、災害時に避難所で必要となる物資については、拠点となる避難所に備蓄することが望ましいと考えております。実際21か所の小学校に分散配置をしておりますが、引き続き、増やしていけるよう、関係部局と調整して参ります。

簡易テントや簡易ベッドの確保については、保管スペースの確保と併せて行っていく必要があります。今後、複数年で目標数量を確保することを想定しております。

目標としては、避難所となる学校の体育館の広さなども勘案し、将来的に各小中学校に30セットを配備したいと考えております。

(質問)

今回、小中学校の避難所運営で使用するタブレット端末も各避難所に1台ずつ配備されることですが、平常時は誰がどのようにして管理、活用されるおつもりなのでしょうか。

<答弁>

管理は、危機管理課が行います。災害時には、優先的に避難所で使用しますが、平常時には、庁内各部局に貸出を行い、庁内会議等で使用するなどで活用することを予定しております。

(質問)

避難所開設時には、誰が、避難所にタブレットを持参し、誰が使用することを想定されているのでしょうか。

<答弁>

災害時には、避難所の運営に当たる施設所管部局がございしますので、当該部局の職員が避難所にタブレットを持参し、使用することになります。

(内閣府)物資調達・輸送調達等支援システム

(意見・要望)

簡易テントや簡易ベッドは、現時点では、中央防災倉庫に保管し、集中管理されることで、将来的には、各小中学校に30セット配備することを目標とされています。その上で、災害時に避難所で必要となる物資については、拠点となる避難所に備蓄することが望ましいとお考えから、関係部局と調整しながら、保管場所の確保に努めていくとのことでした。主な拠点となる避難所とは、小中学校であり、関係部局とは教育委員会になるかと思えます。全学年35人学級を目指しておられる教育委員会との調整は容易なことではないと思いますが、避難所に必要となる物資を備蓄しておくことは、市民の命に関わる重要なことですので、備蓄物資の確保とともに、保管場所の確保についても、しっかりと進めて頂きたいと思えます。

また、簡易テントや簡易ベッド、更には、タブレットについても、各小学校区で行われる防災訓練等の際には、積極的に使用して頂くことを各校区の自主防災組織などに働きかけて頂きたいと要望しておきます。

(総務部)

【救助工作車の製造請負契約について】

(質問)

市議案第104号製造請負契約の締結について伺います。議案参考資料によると、この契約は、指名競争入札で行われたようですが、その理由を教えてください。一般競争入札ではできない、もしくは相応しくない理由があれば合わせて教えてください。

<答弁>

救助工作車については、特殊な製造請負であることから、請負可能な入札参加業者がある程度特定され、不特定多数の業者を競争に参加させる一般競争入札方式によることなく、適正な履行及びその透明性を確保できることから、当該業者を対象とした指名競争入札方式としたものでございます。

(質問)

今回の案件は、約2億円もの契約案件にも拘らず、最低制限価格が設定されていません。最低制限価格を設定しなかった理由を教えてください。また、市として最低制限価格を設定するかしないかの基準があれば、教えてください。

<答弁>

最低制限価格制度につきましては、工事又は製造その他についての請負に限定し設定することが可能な制度であり、契約の内容に適合した履行を確保するために設けられております。本案件につきましては、契約の内容に適合した履行が十分に期待できる業者を指名していることから、低価格による入札であっても適正な履行が担保されるものと判断し、最低制限価格の設定をおこないませんでした。

(質問)

予定価格が非公表となっておりますが、予定価格等が非公表の入札結果表をあまり見ることがありません。何故、予定価格を非公表にしているのか教えてください。

<答弁>

製造請負、物品の調達等に係る契約のうち、同種同一の案件を継続・反復して発注するものについては、予定価格を容易に類推され、適正な競争が阻害される恐れがあることから、予定価格を非公表としております。

(質問)

予定価格が非公表となっておりますので、予定価格と落札価格にどれくらいのかい離があったのかが全く分かりません。そこで伺いますが、市は、どのようにして予定価格を算出されたのでしょうか。また、予定価格が非公表の中で、議会として、今回の落札価格の妥当性を、どのようにして評価、判断すればよいとお考えか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

予定価格の算出方法につきましては、事前に徴収した参考見積書から算出された設計額に基づき、予定価格を設定しております。また、本案件につきましては、その落札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから入札が成立し、この度の議会の議決に付すべき契約として提案させて頂いております。

この契約につきましては、ご承認いただいた予算の範囲内で執行するものであり、法令に基づき契約の目的、方法、金額、相手方等をご確認頂き、契約を締結することの是非についてご審議を頂くものでございます。

(意見・要望)

約2億円もの契約案件にもかかわらず、最低制限価格が設定されていないことについては、ダンピングの可能性を懸念しましたが、契約の内容に適合した履行が十分に期待できる業者を指名していることから、低価格による入札であっても適正な履行が担保されるものとのことで、一定理解しました。逆に言うと、同様の案件を一般競争入札で実施する場合は、最低制限価格の設定が必要になるかも知れないという受け止めをしておきます。

一方、予定価格が非公表となっていることについては、課題提起をさせて頂きたいと思います。先程の答弁で、「落札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから入札が成立し、この度の議会の議決に付すべき契約として提案している」とのことでした。予定価格が非公表にも拘らず、落札価格が予定価格の制限の範囲内であったのか否かの判断はできないと思います。議会に提案しているからと言って、落札価格が予定価格の制限の範囲内だったことを証明していることにはならないと思います。例えば、今回の落札金額が予定価格を下回っていることは、どのようにして確認すればよいのでしょうか。性悪説で考えると、特定の事業者に落札させたくなければ、落札価格が予定価格より高かったと言ってしまえば、入札不調にすることは可能になりますし、落札させたい業者が予定価格を上回った額で応札してきた場合は、予定価格の制限の範囲内だったと言ってしまえば、落札させることが可能になります。そういう意味では、予定価格を非公表とした理由を、「予定価格を容易に類推され、適正な競争が阻害される恐れがある」との答弁がありましたが、最低制限価格は設定されていない訳ですし、そもそも、契約の内容に適合した履行が十分に期待できる業者のみの指名競争入札な訳ですから、どの参加事業者も大まかな予定価格は想定できるように思いますので、予定価格を非公表にすることの弊害の方が大きいように思います。この点については、今後の課題として、研究、検討して頂ければと思います。

【健康診断事務について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P.23の健康診断事務についてですが、997万2千円の減額補正となっています。減額補正に至った要因を教えてください。

<答弁>

今回減額致しますのは、各種がん検診やVDT健診等の法定外の健康診断に係る委託料でございまして、今般のコロナ禍を受け、感染拡大防止措置の一環として実施を見合わせるものです。

(質問)

今回の減額補正は、法定外健診を中止されたことによるものとのことですが、例年、5月から6月頃に実施されている定期健康診断が今年は実施されませんでした。法定の定期健康診断については、今年度、いつ頃、どのような形で実施を予定されているのか、教えてください。今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、今年度、法定の定期健康診断が実施できなくなる可能性もあると思いますが、職員の方々に個別で健診を受けてもらうなどの対策も検討されているのでしょうか。

<答弁>

職員の定期健康診断につきましては、来年1月から2月にかけて実施する予定としております。健診の手法については、受診日・時間帯を指定し、分散して受診することを促すなど、感染防止策対策を徹底した上で、集団方式により実施することとしております。

(意見・要望)

法定の定期健康診断については、来年1月以降に延期して実施を予定しているとのことですが、職員の方々の健康管理にとって、欠かせないものと思いますので、今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながらも、しっかりと実施して頂くよう、調整、準備をして頂きたいと要望しておきます。

【不妊治療休暇について】

(質問)

市議案第89号勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の設定についてのうち、不妊治療休暇の創設について伺います。不妊治療を受ける職員の継続的な勤務を促進するために不妊治療休暇を創設されるとのことです。個々の状況によって差異はあると思いますが、一般的に、不妊治療はどのくらいの通院が必要となるのでしょうか。

<答弁>

治療内容にもよりますが、人工授精における一般的な通院頻度として、ひと月につき、2日から6日が目安とされています。

(質問)

今回の不妊治療休暇は、年6日の範囲内において取得できることとするとのことですが、この日数の根拠について教えてください。また、一般的な不妊治療の通院日数と比べて、今回の設定日数は十分といえるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

不妊治療を行う頻度や通院に要する日数は、個々の状況により様々でございます。また、週休日や業務時間終了後に通院が可能な場合もあり、休暇を取得する必要性も、治療のスケジュール等によって様々です。不妊治療を行う全ての通勤に対応しきれるものではありませんが、例えば、人工授精においては、一般的に5回から6回の通院を目安に治療スケジュールが組まれるということや他自治体の状況も参考に休暇日数を設定しております。

(意見・要望)

まずは、不妊治療休暇が創設されることは評価したいと思いますが、答弁では、不妊治療における一般的な通院頻度として、ひと月につき2日から6日が目安とのことでしたので、今回、設定されている年6日の休暇日数については、今後、ニーズや利用実態を踏まえながら、拡大なども検討して頂きたいと要望しておきます。

(財務部)

【令和2年度予算の見直しについて】

(質問)

年度途中において、大幅な予算の見直し、減額補正予算の提案は、過去にあまりなかったと思います。まずは、今回の予算の見直し、予算減額及び業務の見直しに関する市の考え方、減額や見直しのルールや方法について、詳しく教えて下さい。

<答弁>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度以降の歳入減が見込まれる一方で、「コロナ後」と呼ばれる新たな状況を踏まえ、従来型の発想の事業や仕事を見直すことを目的に予算減額及び業務見直しに係る基準等を設定し、全部局に今年度予算の見直しを依頼しました。

主な内容としては、働き方を見直しと新型コロナウイルス感染症対応による時間外勤務手当の見直し、出張旅費に係る精査、イベント・講座・会議開催等感染症が収束していない状況で予定通り実施できない事業に係る個別調整、来庁手続きを求めたり待ち時間の多い業務等についての見直しを求め、また、建設事業につきましてはまず施工にするにあたり3密を回避し、感染防止措置を講じることができるものに限定し、またあわせて、『国費又は府費が主要な財源のもの』、『令和2年度を期限とした市債が財源のもの』、『施設等の安全性を維持するための緊急的改修・補強・修復が目的であるもの』、『発注先が市内事業者限定となるもの』、『「コロナ後」を見据えた重点投資に位置付けられるもの』、『既に着工しており中断することに利点がないもの』のいずれにも該当しない事業を見直し対象としました。

(質問)

今回、予算減額されたものは、全て当初予算編成時には必要と考えられていたものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い今年度は不要となったものという認識でよろしいでしょうか。

<答弁>

当初予算については、予算編成段階では、必要な経費としてご提案を行い、ご承認いただいたものです。今回の減額補正については、新型コロナウイルスの感染拡大という社会経済への大きな影響を受け、事業を見直した結果減額することが可能と判断したものです。

(質問)

たとえば、時間外勤務手当の削減については、過去2か年の執行額を確認し、可能な水準の削減を行われたようですが、過去の執行額をもとに削減を行われたのであれば、新型コロナウイルスの影響とは無関係ではないかと思えますし、当初予算編成時にも削減が出来たのではないかと思えますが、見解をお聞かせ下さい。また、時間外勤務手当と同様に、今回、改めて予算の見直しを行われて、新型コロナウイルスの影響とは無関係に、当初予算を編成する段階において、削減できたと思われる業務や事業はなかったのでは

しょうか。

<答弁>

時間外勤務手当については、今般の新型コロナウイルスの感染拡大への対応により増加する手当に関しましては、別途予算計上させて頂いております。また、コロナ対応以外の従来業務部分に関しましては、年度ごとに業務量の突発的な増減や、人事異動があることから、従前から執行状況に応じた予算編成を行っていましたが、感染拡大により社会経済を取り巻く環境が大きく変わったことを受け、非常時としての優先付けの観点や、事業の見直しの一環として、具体的な見直しを行ったことから、減額補正のご提案に至ったものです。また、当初予算を編成する段階において削減できたと考えられる事業、業務についてはございません。

(質問)

手続きのオンライン化や WEB 会議、ペーパーレス化、テレワーク環境の整備など新たに必要となる経費については、積極的に予算計上されてきましたし、本定例会にも補正予算案が提案されています。一方で、そういった WEB 会議やテレワーク環境の整備によって、時間外勤務や通勤等に要する費用は抑制されてきたのでしょうか。今回の予算の見直し、予算減額には、そういった費用の減額は盛り込まれているのでしょうか。

<答弁>

テレワークにつきましては、原則として時間外勤務を認めておりませんが、本来4月から6月の常勤職員におけるテレワークの実施日数は、全部局で1人平均0.31日であるため、時間外勤務手当の予算が減額できる状況には至っておりません。また、通勤手当については、1か月のうち、1日も出勤が無ければ減額致しますが、そのようなケースは発生しておりませんので、こちらについても予算の減額補正はしておりません。

WEB 会議につきましては、部長会をはじめ多くの会議で活用されておりますが、移動時間の短縮効果はあるものの、このことのみによって予算の減額を行うことは困難であると考えております。

(質問)

今回、年度の早い段階で、予算の見直しを行われたことで、一般財源ベースで約14億7千万円もの財源が生まれ、財政調整基金の補充につなげることができました。今後も、年度途中で、契約差金や事業費の執行残などを減額補正すれば、無駄な支出の抑制や財政調整基金の積立増加に繋がるのではないかとと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今回の減額補正は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当初予定されていなかった、通常の補正の範囲を超えた新規の対策予算の実施に際し財源を創出することを主な目的として、事業の見直しと合わせ例外的に調整したものです。

ご質問中の無駄な支出の抑制や財政調整基金の積立増加につきましては、まず支出の抑制は、執行段階で各部総務担当課及び財政課において常に管理を行っておりますため、無駄な支出は起こらないようにしておりますことに加えまして、財政調整基金に関しましては、繰越財源の状況等を注視しながら適時に積み増しを図ってまいりたいと考えております。

当初予算に関する、年度途中の再度の総見直しにつきましては、今後、新たに通常の

補正の規模を大きく上回るような対策財源が必要となったときに考えるべき課題と考えております。

(質問)

今年度、事業の実施が見込まれなくても、今後の予算流用の可能性を考慮して、全額ではなく一部の減額補正に留めている事業や、既に予算流用が行われたにも拘らず、今回の補正予算の中で、補正をされていない事業があるようですが、その理由と、そもそも予算の流用に対する財政課の考え方とお聞かせ下さい。

<答弁>

減額補正が一部に留まっているとご指摘の案件に共通する理由と致しましては、今後の不確定な要素が多い中で、不意の経費の発生に備え、自治法上認められる範囲内で迅速な予算の手当てを可能とする選択肢を担保するため、ある程度の幅を残した減額に留めたものと認識しております。

次に、今回の補正予算で補正をしていないとご指摘の案件につきましては、これも今後の不確定要素を考え、今回、補正という整理を行わなかったものと認識しております。

流用につきましては、議決を頂いた現在の予算の趣旨を損なわない場合に自治法等の法令及び本市の財務規則の定める範囲での運用が可能であると考えております。ご指摘の案件につきましては、法令上認められております範囲内であると考えておりますが、今回の予算の見直しの趣旨との整合性、予算そのものの分かり易さ、議会への説明責任といった観点から、このようなケースにつきましては今後の検討課題とさせて頂きたいと考えております。今回の予算見直しの取組みを踏まえ、より適切な予算管理を目指してまいります。

(意見・要望)

今回の事業の見直しによる減額補正については、財政課から各課に対して、削減目標額などの設定はしていないと伺っており、各部局各課が可能な範囲での事業の見直しをした結果、生み出された財源ということだと思っております。それでも一般財源ベースで約14億7千万円もの財源が生み出された訳です。また、今回、見直された事業の中には、新型コロナウイルスの影響とは無関係の事業も見受けられます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、今年度だけではなく、来年度以降も歳入減が見込まれるなど、一層厳しい財政運営を余儀なくされることが想定されます。これらの点を踏まえると、今回のような年度途中で当初予算の見直しを行うことは、財政課として、何らリスクやデメリットが生じるものではないと思っておりますので、今回を契機に、年度途中での当初予算の見直しの実施について、もう少し前向きに、柔軟に、検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【とよなか新型コロナウイルス対策基金積立金について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P.11のとよなか新型コロナウイルス対策基金積立金について伺います。今回、寄附金額が増加したため、750万円を増額補正されています。6月

定例会で、新型コロナ対策に特化した基金を創設して以降、当該基金に対する市民等の反応について、どのように評価されているでしょうか。また、寄附専用ポータルサイトも開設されましたが、その効果や影響について、現時点ではどのように評価されているか、教えてください。

<答弁>

当該基金に対する市民等の反応については、9月7日時点で、約200名、約2500万円のご寄附を頂いており、寄附専用ポータルサイト設立後では、185件、約900万円のご寄附を頂いております。ポータルサイトをご活用頂いた寄附者様の内、約60名の方から応援メッセージを頂いており、「コロナ対策に役立ててほしい」、「地域住民のために頑張ってください」、「医療従事者の皆さまを応援しています」と非常に良い反応を頂いているものと考えております。

寄附専用ポータルサイトの効果と影響については、寄附全体の内9割以上の方が当該サイト設立後に寄附を頂いており、現在に至るまでほぼ毎日途切れることなく寄附があることが、サイト設立の効果であると考えております。来庁せずオンライン寄附が出来ることにより、手続き負担が軽減されたことに加え、9月7日時点で約2500ユーザのアクセス数にあらわれておりますとおり、サイトによる周知効果が寄附に繋がっていると考えております。

当該サイトの特徴として、クラウドファンディングを行う際、民間サイトと比較し、追加費用や調整機能なしでサイトへの掲載が可能であることから、9月4日から市立豊中病院へのクラウドファンディングを開始し、今後もクラウドファンディングを随時追加していく予定です。さらに当該サイトの管理機能により、受領証明書やワンストップ特例申請書等が5日程度で速やかに送付できるサービス向上とともに、労働時間換算コストの縮減も実現していると考えております。

(意見・要望)

とよなか新型コロナウイルス対策基金の創設後、毎日のご寄附を頂いていること、また、寄附者の方々から励ましや応援のお声も頂戴していることは、大変有り難く、喜ばしいことだと思います。また、寄附専用ポータルサイトについても、開設前は様々な議論がありましたが、サイトによる当該基金の周知効果をはじめ、オンラインでの寄附や受領証明書等の送付も簡易に出来るようになるなど、良い効果が出ているようで安心しました。今後は、特に魅力的なクラウドファンディングメニューを随時、出して頂き、ポータルサイトの特徴を一層活かして頂くことを期待しておきます。

【新型コロナウイルス感染症対応に係る時間外勤務手当等について】

(質問)

事業別補正予算説明書 P. 89の災害対策費の中で一般職給与費として、補正額7078万2千円が計上されています。これは、新型コロナウイルス感染症対応で要した時間外勤務手当等の分とのことですが、時間外勤務手当や特別勤務手当の内訳を

教えてください。

<答弁>

時間外勤務手当と特殊勤務手当の内訳につきましては、時間外勤務手当が6690万7千円、特殊勤務手当が387万5千円となっております。

(質問)

例えば4月から6月において、新型コロナウイルス感染症の対応で特に時間外勤務が多かった課及びその業務内容、総時間数について、教えてください。また、職員個人で算出すると、特に時間外勤務が多かった方の時間外勤務時間数はどれくらいになっていたのでしょうか。

<答弁>

本市4月から6月の新型コロナウイルス感染症対応において特に時間外勤務が多かった所属につきましては、教育委員会学び育ち支援課が3か月で約2880時間、健康医療部の保健所が同じく2360時間、市民協働部コミュニティ政策課が同じく730時間となっております。学び育ち支援課は、学校休校期間中の放課後こどもクラブの長時間開設に伴うもの、保健所につきましては、コロナ患者等の対応に伴うもの、コミュニティ政策課につきましては、特別定額給付金の支給に伴うものが主な要因でございます。また、職員によっては、ひと月当たり150時間以上の時間外勤務を行った者もおります。

(質問)

勤務時間の超過が特に顕著な部署や業務について、更には、特定の職員に対して、どのような対応や対策を講じてこられたのでしょうか。

<答弁>

業務が大幅に増えるなど負担の大きい所属に対しては、全庁的な応援体制の構築や会計年度任用職員の採用などにより、臨機に対応しています。また、8月に人事異動を行い、必要な所属については、人員体制の増強を行ったところでございます。

長時間勤務者に対する対策につきましては、毎月、全職員個々の時間外勤務状況を把握しており、特定の職員に業務が集中するような場合には、所属とのヒアリングを通じて、適正な業務配分につなげております。

また、職員課医務室において、1か月当たり80時間又は6か月平均で45時間を超える時間外勤務を行った職員に対して面談を実施しており、個別にケアしております。

(意見・要望)

自然災害や今回のような感染症など想定できない事象に要する緊急的な対応で、業務が大幅に増える部局や課が生じたり、特定の職員に業務が集中することは、一定、やむを得ないことかとは思いますが、それでも、今回のコロナ対応においても、極めて過度な負担が生じている職場や職員がおられることについて、最大限の感謝の意を表する

とともに、当該職員の方々の心身の状況が非常に気になります。容易なことではないとは思いますが、可能な限り、業務の平準化を目指して、柔軟な人員配置や応援体制の構築、また、職員の体調管理のための心身の疲労度をチェックするシステムの確立を要望しておきます。